

令和7年9月25日

支出負担行為担当官  
防衛省大臣官房会計課  
会計管理官 平下 一三  
(公 印 省 略)

公 示

下記の内容により公募するので応募されたい。

記

1. 件 名

クラウドサービスを活用したタレントマネジメントシステムの提供及び関連サポート等業務の提供役務

2. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 07・08・09年度競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3. 応募条件

- (1) 本システムで用いるクラウドサービスは、ISMAP クラウドサービスリストに登録されているクラウドサービスを選定できること。
- (2) その他、要件定義書の要件を満たすシステム、サービスを本事業で提供できること。
- (3) 本役務の実施に当たって次の体制を確保すること。
  - (ア) 日本国籍を有していること。
  - (イ) 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全を確実に行うことができる者を確保すること。
  - (ウ) (イ)の業務従事者が履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学(母語及び外国語能力)、文化的背景(国籍等)、業績等を有すること。
  - (エ) (イ)の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において、履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。
- (4) 業務従事者は以下の経験、資格、業績等を有すること。
  - (ア) 統括役員が、チームをリードして目的を遂行できる立場での勤務経験を5年以上有していること。
  - (イ) アプリケーション保守担当が、システム保守業務経験を1年以上有していること。
  - (ウ) アプリケーション改修担当が、システム開発業務経験を1年以上有していること。

4. 応募要領

- (1) この公募に、応募を希望するものは、応募条件を満たすことを証明する資料を令和7年10月9日(木)の18:00までに提出しなければならない。

(2) 問い合わせ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 電話03-3268-3111(代)  
ア 仕様書等の交付場所、応募条件を満たすことを証明する資料等の提出先について  
防衛省大臣官房会計課契約係 河野 内線20822 (庁舎A棟10階)  
Email konoyut@ext.mod.go.jp

## イ 応募条件について

防衛省大臣官房会計課物品管理係

内線 2 0 8 1 6 (庁舎 A 棟 1 0 階)

Email [naikyoku\\_chotatsu\\_mailmagazine@ext.mod.go.jp](mailto:naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp)

### 5. 資料提出に当たっての留意事項

- (1) 提出資料に虚偽の記載があった場合は、本公募の応募資格を失うものとする。
- (2) 資料提出に要する費用は、応募者の負担とし、提出された資料は返却しないものとする。
- (3) 提出期限以降の資料の差し替え及び再提出は認めないものとする。

### 6. 提出資料の審査及び結果の通知

- (1) 資料の提出者は、提出資料について説明を求められた場合にはその都度説明をしなければならない。  
また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。
- (2) 資料を提出した者に対し、指名候補者の資格の有無について審査した結果を通知する。

### 7. その他

原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。

調達要求番号：

仕様書			
品名	クラウドサービスを活用したタレントマネジメントシステムの提供及び関連サポート等業務の提供役務	仕様書番号	
		作成年月日	令和7年9月9日
		作成課	大臣官房秘書課

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、クラウドサービスを活用したタレントマネジメントシステムの提供及び関連サポート等業務の提供役務（以下「本役務」という。）について適用する。

### 1.2 用語の定義

本仕様書で用いる用語の定義は、JIS X 0001、デジタル庁の標準ガイドライン群用語集によるほか表1による。

表1－用語の定義

用語	定義
D I I	D I Iは、Defense Information Infrastructure（防衛情報通信基盤）の略称で、防衛省・自衛隊のコンピュータ・システムなどが加入し、体系的に構築される超高速・大容量のネットワークをいい、オープン系とクローズ系に区分される。 オープン系は防衛省外と接続するネットワークであり、クローズ系は防衛省外と接続しないネットワークである。
情報資産管理標準シート	政府情報システムに係る情報資産の状態及び所在を明らかにするためにデジタル・ガバメント推進標準ガイドライン別紙3第2項に基づき作成される書類のこと。

### 1.3 引用文書等

#### 1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書が定める事項がこの仕様書と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書を優先する。

#### a) 規格

JIS X 0001 情報処理用語－基本用語

#### b) 仕様書

DSP Z 9008 品質管理等共通仕様書

#### c) 法令等

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）

著作権法（昭和45年法律第48号）

公用文作成の要領（昭和27年4月4日内閣閣甲第16号内閣官房長官依命通知）

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）  
（防装庁（事）第3号。31.1.9）

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第188号。31.1.9）

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号。令和3年1月21日）

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応に関する事務処理要領について（通知）（装管調第808号。令和3年1月21日）

防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）

防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）（防運情第9248号。19.9.20）

リスク管理枠組み（RMF）におけるセキュリティ管理策について（通知）（防整サ第14550号。5.7.3）

防衛省本省の内部部局情報保証実施規程について（通知）（運情第12933号。19.12.27）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

防衛省本省における保有個人情報等の安全管理等に関する訓令（令和4年防衛省訓令第29号）

防衛省本省における保有個人情報等の安全管理等に関する訓令の実施について（通達）（防官文第6174号。4.3.30）

#### d) その他

デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（2025年（令和7年）5月27日最終改定 デジタル社会推進会議幹事会決定）

デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書（2025年（令和7年）5月27日最終改定 デジタル庁）

デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック（2025年（令和7年）5月27日最終改定 デジタル庁）

### 1.3.2 関連文書

防衛情報通信基盤データ通信網管理運用規則（平成29年7月20日自衛隊統合達第15号）

### 1.3.3 技術文書等

人事情報管理システム（仮称）要件定義書

### 1.4 一般事項

一般事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、本役務の履行に当たり、この仕様書の各要素を満足させなければならない。
- b) 契約の相手方は、本役務の履行に係る官との連絡調整及び契約の相手方が行う業務全般を統括する者を定め、官側に通知するものとする。
- c) 契約の相手方は、貸与された資料等がある場合、その取扱いなどに関し、官の指定する条件を遵守し、業務の完了後直ちに返却するものとする。

- d) 契約の相手方は、会社で利用するパソコン等については、ウィルス対策ソフトのウィルス定義体を最新に維持したものを使用することとし、ファイル交換ソフト（インターネットを通じてファイルを不特定多数と共有することを目的としたソフトウェア等）をインストールしていないこと。さらに、役員等が個人で所有しているパソコン等を使用してはならない。第三者を従事させる場合も同様とする。
- なお、会社で利用するパソコン等には、本役務に利用するパソコン等、及び本役務の実施に利用しないパソコン等の双方を含む。
- e) パソコン等へ保存する業務関係書類のデータについては、その内容について、あらかじめ官側の了解を得るものとする。なお、業務関係書類とは、契約の相手方が本役務に基づき作成する全ての書類とする。
- f) 本役務の契約期間終了に伴い、次期のサービス提供役務の契約の相手方が決まった場合は、必要な業務内容の引継ぎを行うものとする。
- g) 次期のサービス提供役務の契約の相手方への引継ぎ期間については、契約締結後から令和8年3月31日までの間を基準とし、詳細の引継ぎ情報については官側を通じて、調整を行うこと。
- h) 契約の相手方は、携帯型情報通信・記録機器等及びパソコン等並びに可搬記憶媒体については、本役務の契約の履行に必要な場合を除き、**官側が指定する役務実施場所**に持込み及び持出ししてはならない。
- i) 契約の相手方は、**1.3.1項のデジタル・ガバメント推進標準ガイドライン**の「別紙2 情報システムの経費区分」に基づき区分された契約金額の内訳を記載したエクセルの電子データを提出すること。
- j) 作業場所は、駆け付けによる障害対応や総合テストでの検証環境の利用時等を除き、官側施設ではなく契約の相手方の会社等で実施する。

## 2 全般事項

### 2.1 調達の背景と目的

令和6年度における人事管理運営方針において、広範かつ複雑な多くの行政課題に適切に対応していくとともに、業務のやりがいを高め優秀な人材を確保するためには、長時間労働の是正や柔軟な働き方を促進するとともに、業務の質や効率を恒常的に見直すことにより、業務が生み出す価値を最大限に高め、あらゆる職員の能力発揮や成長実感につなげていくことが必要であるため、デジタル技術の最大限の活用等による業務効率化に取り組むこととされたところ。

防衛省では、各担当毎に所掌範囲を分ける必要があることから、人事情報が人事管理DB、防衛省人事給与システム等で分散管理しており、結果として横断的に統計・分析するのが困難な状況である他、更新頻度は本人による申請時、毎年1回、四半期ごとといったように各データごとに異なっており、リアルタイム（日々単位）での管理も困難な状況である。これらを解消することを目的として、クラウドサービスを活用したタレントマネジメントシステムを整備することとなった。

## 2.2 本システムの概要

### 2.2.1 目的及び期待する効果

人事システムは、防衛省内部部局が利用し、職員約3,000名を対象とした人事業務を支援する情報システムである。

人事管理業務の合理化による作業工数削減及び人事情報をシステムで一元的に蓄積・管理することを目的として、業務のデジタル化を図るものであり、情報の把握を正確かつスピーディに行うことで情報を網羅的に把握し活用することにより、人材マネジメントの高度化及び最適化を推進し、求められる人事管理の在り方の変化に蓄積されたデータに基づき柔軟に対応するための基盤として整備するもの。

今年度については、人事システムの導入に際し、技術的な実現可能性、導入前の問題点・改善点の洗い出し、コスト・効果の見積精緻化等を目的とした縮小規模（800名）の概念実証を実施するもの。

### 2.2.2 業務・システムの概要

表2及び図1に、本人事システムを利用して防衛省内部部局が行う主要な業務及び業務・システムの概要を記載する。

表2－主要な業務と業務概要

No.	業務の名称	業務の概要
1	人事評価業務	<ul style="list-style-type: none"><li>● 各職員の能力・実績を正確に把握して、任用、給与等の人事管理の基礎として活用</li><li>● 業績評価の目標設定（4月と10月の年2回）、期首・期末面談の実施とともに、評価書の提出を促す。</li><li>● 提出された評価書の内容を取りまとめて人事情報として管理</li></ul>
2	人材管理業務	<ul style="list-style-type: none"><li>● 各職員の各種人事情報について、人事記録、各種資格、面談記録等を通じて整理・把握し、異動（昇任）、昇格、昇給等の人事業務へ活用するために整理</li></ul>
3	人材配置業務	<ul style="list-style-type: none"><li>● 異動時期を見据え、組織の要望等を踏まえて配置案を検討</li><li>● 急なニーズや各種人事情報を踏まえて、都度配置案を検討</li></ul>
4	エンゲージメント サーベイ業務	<ul style="list-style-type: none"><li>● アンケートの作成、配布、集計・分析、リマインド、レポートの掲載</li></ul>
5	多面観察業務	<ul style="list-style-type: none"><li>● 多面観察の結果等を管理職の昇格、昇給等の人事業務へ参考として活用</li><li>● 管理職を対象者として、部下等に当該対象者のマネジメントに関するアンケートを実施。アンケート結果を対象者毎に集計し、その集計結果等を各対象者に配布するとともに、当該対象者の上司にも配布。</li><li>● 当該集計結果等は人事情報として管理</li></ul>

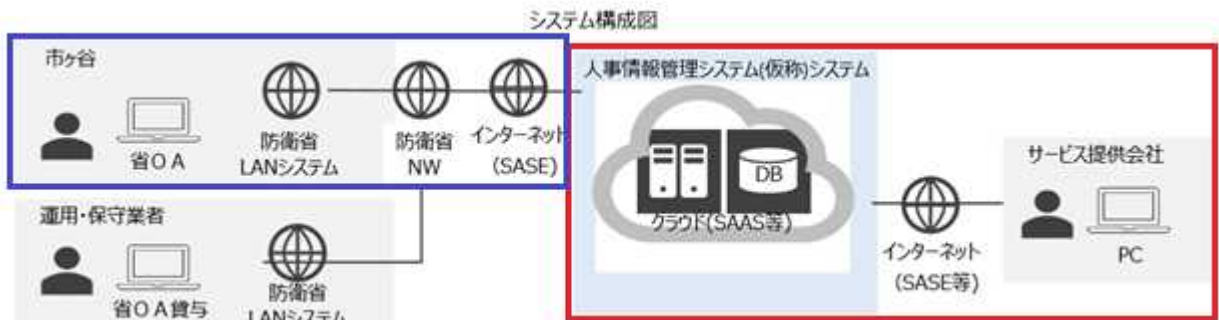
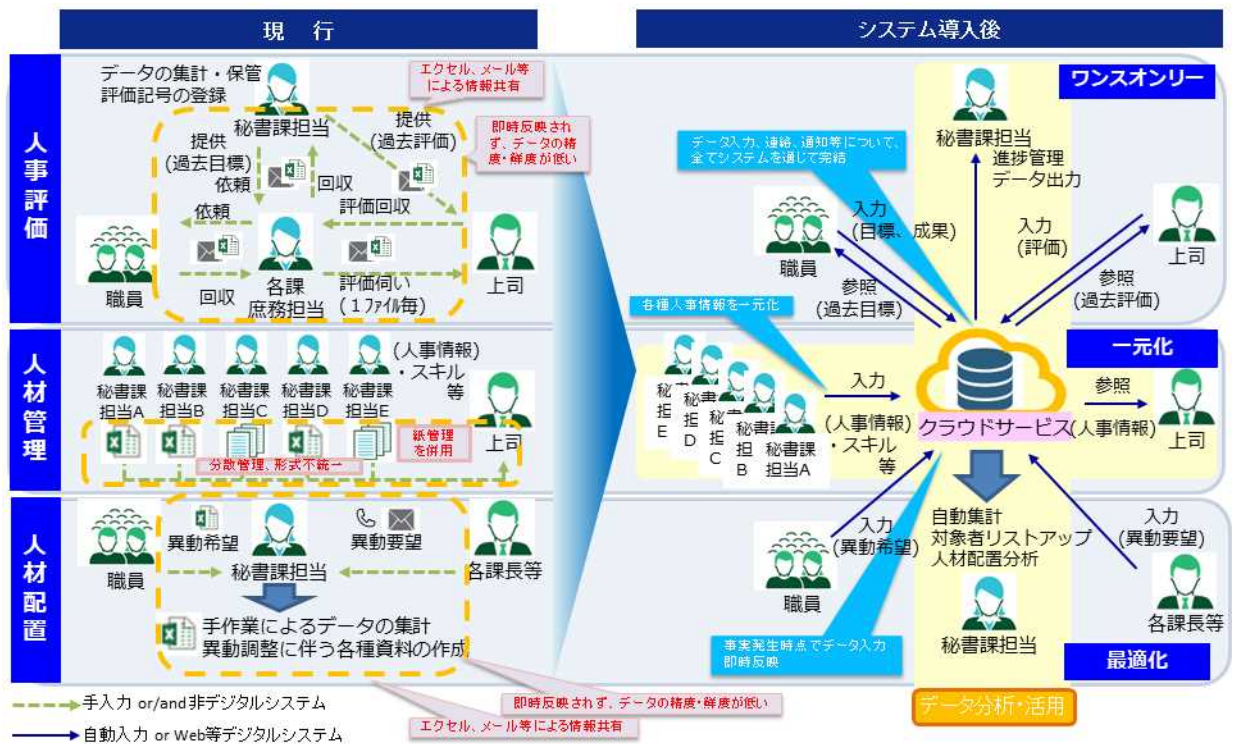


図1-業務・システムの概要図（主な整備部分は赤枠内で令和8年3月以降に青枠内を整備）

表3ー人事システムのプロジェクトの体制と役割

体制	役割
省OA共通基盤主幹組織	省OAシステム基盤の主幹組織であり、本役務において、省OAシステムに対する、調整事項や不明点が生じた場合の問い合わせ対応及び障害対応支援の協力を行う。
RMF支援役務事業者	システム導入におけるセキュリティ支援を行う契約の相手方。

### 3 本役務に関する要求

#### 3.1 実施場所、役務期間、役務時間及び人員

##### 3.1.1 実施場所

契約の相手方の施設（クラウド機材の設置場所を含む。）及び防衛省市ヶ谷地区の官側が指定する場所のうち本契約に係る部分（以下「役務実施場所」という。）とする。

##### 3.1.2 役務期間

令和7年11月1日から令和8年3月31日までとする。

##### 3.1.3 役務時間

平日9：30から18：15を基本とする。

##### 3.1.4 人員

本役務を実施するための役務員は、次のとおりとする。

- a) 役務員の役務内容分担は、最適な分担を検討すること。
- b) 契約の相手方は、クラウドサービスを活用したタレントマネジメントシステムの提供するために必要な人員について、体制を整備すること。ただし、統括役務員の人数については、**3.2.1項**のとおりとする。

#### 3.2 本役務の実施体制

- a) 契約の相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には事前に官側と協議するものとする。
  - 1) 日本国籍を有していること。
  - 2) 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全を確実に行うことができる者（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
  - 3) 上記2)の業務従事者が履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
  - 4) 上記2)の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において、履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。
- b) 本役務の実施に当たり、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、人事システムについて、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除

く。)が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとする。

### 3.2.1 統括役務員の選任

契約の相手方は、役務期間を通じて次に示す職務に従事させる統括役務員1名を選任するものとする。なお、契約期間満了前に、やむを得ない事情で変更する場合も同様とする。

- a) 本役務の業務全般の統括
- b) 一般役務員に対する監督及び指導
- c) 本役務全般に対するクレームの対応と要望に対する改善

### 3.2.2 役務員の要件

#### 3.2.2.1 各役務員個別の要件

各役務員は、本役務を実施するに当たっては、次の事項を満たすものとする。

##### a) 統括役務員

アプリケーション保守業務において、**3.2.2.1 b)項**のアプリケーション保守担当者の要員管理を遂行するとともに、チームをリードして目的を遂行できる立場での勤務経験を5年以上有していること。

##### b) アプリケーション保守担当者

###### 1) アプリケーション保守担当

アプリケーション保守業務実務を担うことを目的として設置する。

システム保守業務経験を1年以上有しており、本役務の目的に照らして主体的な行動が可能であること。

###### 2) アプリケーション改修担当

アプリケーション改修業務実務を担うことを目的として設置する。

システム開発業務経験を1年以上有しており、本役務の目的に照らして主体的な行動が可能であること。

### 3.2.3 役務従事者名簿の提出

契約の相手方は、契約後速やかに“**役務従事者名簿**”を提出し、官側の承認を得るものとする。

### 3.2.4 役務員の交代

- a) 官側は、本役務を実施する上で、役務員の技術レベル、資質、態度等が運用管理業務の円滑な実施に支障を来すと認めた場合、契約の相手方に対して当該役務員の交代を要求することができる。
- b) 契約の相手方は、**3.2.4 a)項**の官側の要求に対して速やかに適正な役務員に交代し、官側に“**役務従事者名簿**”を提出の上、官側の承認を得るものとする。
- c) 契約の相手方は、役務員が事故、病気、公共交通の遅延等により勤務できない状況である場合は、要員追加や交代等の対応をし、サービスレベルの維持に努めること。

### 3.2.5 役務員の管理

統括役務員は、一般役務員の技術レベルを管理し、役務員の技術レベルを維持又は向上すること。

### 3.2.6 役員の変更の届出

契約の相手方は、役員に異動、退職、長期休暇等が生じ、役員の追加、変更等が必要となった場合は、十分な時間的余裕をもって官側に**役員従事者名簿**を提出し、官側の承認を得るものとする。

### 3.3 役務実施計画書等の作成

#### 3.3.1 役務実施計画書の作成

契約の相手方は、本役務を実施するために必要な作業を洗い出した上で、契約後速やかに役務実施計画書を策定し、官側と協議の上、提出すること。特に、**3.4 項のクラウドサービスを活用したタレントマネジメントシステムの提供**に記載した各提案事項について、実現方式及び維持するための工夫を記載し、官側との合意を得ること。役務実施計画書に変更が必要な場合は、プロジェクト全体に対する影響を調査し、官側と協議の上、提出するとともに、変更管理を行うこと。

#### 3.4 クラウドサービスを活用したタレントマネジメントシステムの提供

契約の相手方は、自ら開発・構築した別添「要件定義書」の要件を満たすシステム、サービスを本事業で提供することとする。本システムで用いるクラウドサービスは、ISMAP クラウドサービスリストに登録されているクラウドサービスを選定すること。

また、各業務のシステム化に関する官側の要望に対して、主要な業務を中心に提案すること。

#### 3.5 人事システムの導入支援

契約の相手方は、防衛省の組織体制や人事管理状況を踏まえて、以下のとおり人事システムの導入支援を行い、防衛省における人事システムを活用した適切な人事業務プロセスの基盤を構築するものとする。

##### a) プロジェクト管理

- 1) プロジェクト全体における必要なタスクを洗い出し、標準的に必要とされる工数の試算に関して助言すること

##### b) 基本・詳細設計

- 1) 機能を実現するために整理すべき内容を提示し、実現方法が複数考えられる場合は最良な選択肢が取れるように提案すること

##### c) 設定・開発

- 1) システムの設定に必要な情報共有、技術的なサポートを提供すること、必要に応じて設定作業自体の代行を行う等、柔軟な役割分担を考慮すること
- 2) システムの設定において発生した課題に対して解決策の検討、課題解決へ向けた検証作業を行うこと、また必要に応じて設計の見直しの支援を行うこと
- 3) 本契約による人事システムは、部外系ネットワークを経由してアクセスするが、令和8年3月以降に、部内系ネットワークを経由したアクセスに変更する予定であり、これに伴い必要となる設定変更等を実施又は支援すること

##### d) テスト・データ移行

- 1) システムのテストを実行する上で標準的なシナリオを提供すること、テストに必要なサンプルデータの作成に関して支援すること

- 2) データ移行に関する技術的なサポートを提供すること、設定作業自体の代行を行う等、柔軟な役割分担を考慮すること
- e) 運用サポート
- 1) システム管理者、人事担当者に対し、システム操作方法のトレーニングを行うこと、システムの操作マニュアルの提供をすること、また機能のアップデートごとにマニュアルを改訂すること等により、運用のサポートを行うこと
  - 2) 稼働後の障害対応及びインシデント対応を含む運用サポート体制が整っていること、平日の一般的な営業時間において、ヘルプデスクの設置など、日本語で電話、メールの問い合わせに対応すること

## 4 情報・秘密保全及び個人情報保護等

### 4.1 情報・秘密保全

- a) 契約の相手方は、官側から貸付けを受けた文書及び電子データについては、契約終了時に確実かつ速やかに、官側に返却すること。また、提供を受けた文書及び電子データについては、契約終了時に確実かつ速やかに、官側の関係職員を立ち会わせてうえて、情報を復元できないよう完全不可逆かつ悉皆網羅的に廃棄又は消去して、その旨を書面（関係職員が立ち会うことができない場合、写真等を付して廃棄又は消去を証明する書類を添付）で報告すること。ただし、同様の契約が継続する場合に引き続き契約の履行に必要なものに関しては、この限りではない。
- b) 本業務に係る情報及び情報システム以外の官側が所管する情報及び情報システムに不要なアクセスを実施しないこと。また、本業務に係る情報及び情報システムへのアクセス履歴（特権ユーザを含む）を記録して5年間保管し、官側の求めに応じて管理状況を説明すること。
- c) 立入禁止場所等への携帯電話、パソコン及び可搬記憶媒体の持込みについては、官側と協議の上、その指示に従うこと。契約の相手方は、役務実施場所とそれ以外の場所を明確に区別のうえ、入退室する人員・持込む機器・持出す機器について、他業務と明確に区別できるようにするとともに、役務実施場所からの出入りを業務に必要な必要最小限とし、都度記録をつけて保管のうえ、上項 **b)** 後段の記録とあわせて不適切な取扱いがないか定期的に検査する等、保全管理を徹底すること。
- d) 契約の相手方は、本契約の履行に必要な場合を除き、本契約に係る情報システムその他の端末類から外部に対して電子メールを送信しないこと。特に、上項 **a)** の文書及び電子データについては、本契約の履行に必要であると官側が書面で承認した場合を除き、外部への送信・持出し・外部からのアクセス許可を一切認めない。
- e) 契約の相手方は、本業務の実施又は本システムにおいて、情報セキュリティが侵害され若しくは侵害されるおそれがある場合又は侵害の兆候若しくは侵害の可能性に関する指標が情報システムで生成された場合には、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を、官側に報告すること。セキュリティに関連する不適切又は異常な活動（情報システムログイン複数回エラー、情報システムの操作ロック、情報システ

ム再起動等)の兆候を検知した場合も同様とする。

- f) 契約の相手方が第三者を従事させる場合等の届出については、**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について(通達)**に基づき、所要の届出を実施するものとする。
- g) 契約の相手方は、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について(通知)別添「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」に基づき、サプライチェーン・リスク対応を実施すること。
- h) 契約の相手方は、本契約の履行に必要であると官側が書面で承認した場合を除き、役務実施場所から外部へデータを持出し(データ通信その他の手段による外部への送信・外部からのアクセス許可を含む。)てはならない。外部から役務実施場所へ持込む(データ通信その他の手段による外部からの受信・外部へのアクセス許可を含む。)場合についても同様とする。
- i) 本業務の実施における情報セキュリティ対策の履行状況について、官側から実績報告の求めがあった場合には、速やかに提出すること。リスク管理枠組み(RMF)に係る照会・エビデンス提出等の求めがあった場合についても同様とする。
- j) 本業務の実施において、契約の相手方における情報セキュリティ対策の履行が不十分であると認められる場合には、契約の相手方は官側の求めに応じ、協議を行い、必要な対策を講じること。
- k) 契約の相手方は、随時、サービスを提供するためのサーバ・UTM装置・VPN装置その他のシステム構成部品(ソフトウェア、ファームウェア及びハードウェアをいう。以下同じ。)に対する脆弱性対応パッチがベンダから提供された場合、テストのうえ速やかに適用すること。
- l) 契約の相手方は、契約の目的を達成するためにシステム構成部品が適切に設定されていることを必要かつ適切な頻度・項目・手法により定期的に確認・点検すること。
- m) 契約の相手方は、官側の書面による同意なく、本契約の事実を公表してはならない。ただし、法令の規定に基づく場合はこの限りではない。

#### 4.2 秘密保全・個人情報保護等

- a) 契約の相手方は、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第2条第1項に規定する「個人情報」をいう。)、仮名加工情報(個人情報保護法第2条第5項に規定する「仮名加工情報」をいう。)及び匿名加工情報(個人情報保護法第2条第6項に規定する「匿名加工情報」をいう。)の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、善良なる管理者の注意をもって個人情報等を適正に取り扱わなければならない。
- b) 契約の相手方は、官側から提供された個人情報等及び業務上知り得た個人情報等について、個人情報保護法に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。
- c) 官側は契約の相手方に対し、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要な範囲で、秘密・個人情報等を含む情報を適正に取り扱うための措置を採るべきことを指示することができるものとする。

- d) 契約の相手方は、この契約に基づく業務に係る秘密・個人情報等を含む情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の秘密・個人情報等を含む情報の適切な安全管理等のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報等の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報等の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を行わなければならない。
- e) 契約の相手方は、官側の書面による指示又は承諾がある場合を除き、官側から提供された秘密・個人情報等を含む情報及び業務上知り得た秘密・個人情報等を含む情報を第三者に知られるようにし（第三者に提供し、若しくは第三者が知り得る状態にすることを含む。）、又はこの契約の目的以外のために利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- f) 契約の相手方は、官側が書面により承認した場合を除き、秘密・個人情報等の取扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあつては、契約の相手方は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- g) 契約の相手方は、官側が書面により承認した場合を除き、秘密・個人情報等の取扱い業務を派遣労働者に行わせてはならない。また、行わせる場合にあつても、契約の相手方は、当該派遣労働者を自らの職員とみなして本契約の条項を適用し、労働者派遣契約書に秘密保持その他の個人情報等の適正な取扱いに関する事項を盛り込むとともに、事前に派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）から、秘密・個人情報等を適正に取扱う旨を誓約する書面を提出させた上で、必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- h) 契約の相手方は、直接的であるか間接的であるかを問わず、この契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においても官側から提供された秘密・個人情報等を含む情報及び業務上知り得た秘密・個人情報等を含む情報を第三者に知られるようにし、又はこの契約の目的以外のために利用してはならないことなど、秘密・個人情報等を含む情報の保護の徹底について担保しなければならない。
- i) 契約の相手方は、この契約に基づく業務に係る秘密・個人情報等を含む情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- j) 契約の相手方は、本契約の履行に必要であると官側が書面で承認した場合を除き、役務実施場所から外部へ秘密・個人情報等を含む情報を持出し（データ通信その他の手段による外部への送信・外部からのアクセス許可を含む。）てはならない。外部から役務実施場所へ持込む（データ通信その他の手段による外部からの受信・外部へのアクセス許可を含む。）場合についても同様とする。
- k) 契約の相手方は、業務従事者に対し、雇用契約等により秘密・個人情報等に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止しなければならない。  
契約の相手方は、本件業務の遂行上、実際に秘密・個人情報等を含む情報を取り扱う業務従事

者の範囲を必要最小限に限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

契約の相手方は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての秘密・個人情報等を含む情報の返却又は廃棄若しくは消去を義務づけ、外部への情報漏えいを防止するために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

- l) 契約の相手方は、官側の指示又は承諾がある場合を除き、官側から提供された秘密・個人情報等を含む情報及び業務上知り得た秘密・個人情報等を含む情報を複製し、又は複製してはならない。秘密・個人情報等を含む情報を複製又は複製した場合における廃棄又は消去については、複製又は複製の更なる複製又は複製及びこれらを編集したもの並びにこれらの操作を再帰的に加えたものについても、複製又は複製前のオリジナルの秘密・個人情報等を含む情報と同様とする。
- m) 契約の相手方は、本契約に係る秘密・個人情報等を含む情報の安全管理措置が適切に行われていることを必要かつ適切な頻度で定期的に確認・点検しなければならない。また、官側が必要と認めたとき、契約の相手方に対し秘密・個人情報等を含む情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は契約の相手方が秘密・個人情報等を含む情報を取扱う場所で、当該取り扱い状況を検査することができる。
- n) 契約の相手方は、当該業務に係る秘密・個人情報等を含む情報の安全管理等を行う能力を有する者を選定することができるよう、契約の相手方における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制並びに当該業務に係る秘密・個人情報等を含む情報の安全管理等の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認を受けなければならない。
- o) 契約の相手方は、当該業務に係る秘密・個人情報等を含む情報の秘匿性、量その他の事情に応じて、契約の相手方の責任者及び業務従事者の安全管理等の体制及び実施体制並びに当該秘密・個人情報等を含む情報の安全管理等の状況について、少なくとも毎年度1回以上、官側の実地検査を受検しなければならない。
- p) 契約の相手方は、秘密・個人情報等を含む情報に関する漏えい等の発生（契約相手方が取扱う一切の情報を対象とし、個人情報保護法に基づく個人情報保護委員会への報告対象となるものを含む。）又はこの契約に基づく秘密・個人情報等を含む情報に関する事項に違反する事態が生じ、若しくはおそれがある場合は、直ちに官側へ報告し、官側の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- q) 官側は、契約の相手方において秘密・個人情報等を含む情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、契約の相手方に対して安全管理措置の改善を要請することができるものとする。契約の相手方は、前段の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について官側と協議を行わなければならない。
- r) 契約の相手方は、官側から提供された秘密・個人情報等を含む情報及び業務上知り得た秘密・個人情報等を含む情報について、官側から指示があったとき若しくは保有する必要がなくなったとき又は契約終了時若しくは契約解除時、确实かつ速やかに官側の関係職員を立ち会わせた

うえで、情報を復元できないよう完全不可逆的かつ悉皆網羅的に廃棄又は消去し、その旨を書面（官側の関係職員が立ち会うことができない場合、写真等を付して廃棄又は消去を証明する書類を添付）で報告しなければならない。ただし、同様の契約が継続する場合に引き続き契約の履行に必要となるものに関しては、この限りではない。

## 5 その他の指示

### 5.1 提出書類

提出書類は、表4によるものとし、官側の確認を受けて提出する。

なお、電子媒体については、契約の相手方が用意するCD-R又はDVD-Rにまとめ、追記不可の処置を講ずるもの又は官側の同意を得た方法とする。

表4－提出書類

No.	名称	提出期限	提出部数	秘区分	提出先	様式
1	役務従事者名簿	契約締結後速やかに、 役員変更があった場合その都度速やかに	電子媒体 2枚	—	大臣官 房秘書 課	適宜
2	役務実施計画書	契約締結後速やかに、変更があった場合その都度速やかに				
3	アプリケーション保守 連絡先一覧	契約締結後速やかに、変更があった場合その都度速やかに				
4	アプリケーション保守 月次報告書	月末まで（毎月）				
5	アプリケーション保守 年次報告書	役務終了まで				
6	<b>デジタル・ガバメント 推進標準ガイドライン （別紙3）</b> に基づく契約 金額内訳に関するエクセルの電子データ	役務終了まで				
7	<b>デジタル・ガバメント 推進標準ガイドライン （別紙3）</b> に基づく運用 及び保守に関する情報 資産管理標準シート	役務終了まで				

8	デジタル・ガバメント 推進標準ガイドライン (別紙3)に基づくその 他資料	契約締結後, 変更があっ た場合その都度速やか に				
---	------------------------------------------------	---------------------------------	--	--	--	--

## 5.2 提出書類の取扱い

### 5.2.1 知的財産権の帰属

知的財産権の帰属は, 次による。

#### a) 著作権

著作権は, 次による。

- 1) 契約の相手方は, 本業務の提出書類に関し, 著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てを防衛省に無償で譲渡するものとする。
- 2) 契約の相手方は, 防衛省が承認した場合を除き, 本業務の提出書類に関する著作者人格権を行使しないものとする。

#### b) 権利義務の帰属等

権利義務の帰属等は, 次による。

- 1) 契約の相手方は, 本契約の履行に際して, 第三者の有する知的財産権又は技術上の知識に関し第三者が契約の相手方に有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。
- 2) 契約の相手方が, 前号に定める必要な措置を講じなかったことにより, 官側が損害を受けた場合には, 一切の責任を契約の相手方が負うものとする。
- 3) 上項 1) 及び 2) にかかわらず, 本業務の提出書類に契約の相手方が既に著作権を保有しているものを含む場合は, 契約の相手方が既に著作権を保有しているものの著作権についてのみ, 契約の相手方に帰属する。
- 4) 契約の相手方は, 本業務の実施状況を第三者に提供し, 又は公表しようとする場合は, あらかじめ, 防衛省の書面による承認を受けなければならない。
- 5) 本役務の実施に伴って役務実施場所で生成した情報は, 防衛省の所有に属するものとする。

## 5.3 納入品

納入品については, 表4の提出書類とする。

## 5.4 再委託

再委託は, 次による。

- a) 契約の相手方は, 本業務の実施に当たり, その全部を一括して再委託してはならない。
- b) 契約の相手方は, 本業務の実施に当たり, その一部について再委託を行う場合には, 再委託先の事業者名, 再委託先に委託する業務の範囲, 再委託を行うことの合理性及び必要性, 再委託先の履行能力並びに報告徴収, 秘密・個人情報等を含む情報の管理その他運営管理の方法 (以下「再委託先名等」という。) について記載した文書を提出し, 防衛省の承認を受けなければならない。

- c) 契約の相手方は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先名等を明らかにした上で、防衛省の承認を受けなければならない。
- d) 契約の相手方は、上項 b) 又は c) により再委託を行う場合には、契約の相手方が防衛省に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し **4.1 項及び 4.2 項**に掲げる事項について、取り扱う秘密・個人情報等を含む情報の内容、再委託業務の内容等に応じ、再委託先との契約条項に必要な規定を設けたうえで、再委託先に必要な措置を講じさせるとともに、必要な報告を聴取しなければならない。
- e) 上項 b) 又は c) に基づき再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、全て契約の相手方の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、契約の相手方の責に帰すべき事由とみなして契約の相手方が責任を負うものとする。
- f) 契約の相手方は、本業務の契約の履行に当たり、第三者を従事させる必要がある場合は、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項に基づき必要な手続きを実施する。なお、上項 b) から e) までの規定は、当該第三者について準用する。

## 5.5 官側における支援

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、次の事項について官側の支援を必要とする場合は、事前に官側と調整の上、無償で官側の支援を受けることができる。

- a) 搬入器材の保管に関する事項
- b) 作業場所の提供
- c) 防衛省敷地内における電力及び水の使用
- d) その他、官側が必要と認める事項

## 5.6 官の施設への立ち入り

各機関等の長が定めた立入禁止場所等に立ち入る場合は、各機関等の立入手続に従い手続を実施するものとする。

## 5.7 国等による環境物品等の調達の推進に関する法律の遵守

本調達物品等が、「**環境物品等の調達の推進に関する基本方針**（令和7年1月28日変更閣議決定）」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改訂があった場合には、これに従うものとする。

## 5.8 契約の解除

官側は、契約の相手方が正当な理由なくこの契約の全部若しくは一部を履行しない場合、契約の相手方（**4.2 項**の再委託先及び子会社を含む。）からの情報漏えいが確認された場合、別添「要件定義書」の3.11(1)ア①に規定する ISMAP クラウドサービスリストへの登録が削除された場合又は法令若しくはこの契約に違反した場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、契約の相手方は、本契約に係る業務を継続するために必要となる措置を官側から求められた場合、これに応じなければならない。契約の解除及び上記措置に伴う費用は、契約の相手方の負担とする。

## 5.9 損害賠償

契約の相手方は、法令又はこの契約に違反した場合及び秘密・個人情報等を含む情報の漏えい・

目的外利用その他本契約の目的に照らして不適切な事態が確認された場合は、損害賠償の責任を負わなければならない。ただし、官側がやむを得ないと認めたときは、この限りではない。

#### **5.10 本契約の優先**

クラウドサービスに係る利用規約等と、本契約に基づく約款・特約・仕様書・要件定義書等に相違のある事項については、本契約に基づく取り決めが優先する。利用規約等に対する官側の同意等は、本契約に基づく取り決めが優先する条件下での同意等とみなす。

#### **5.11 仕様書の疑義**

この仕様書に対して疑義を生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官等と協議するものとする。

付表 1－用語及び定義

用 語	定 義
制度改正	人事院勧告等に基づく法制度の改正をいう。
省OAシステム共通基盤	<p>防衛省OAシステム基盤に整備する，業務システムを集約するためのIaaS(Infrastructure as a Service)の共通基盤を指す。</p> <p>省OAシステム基盤は，政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針に基づくクラウド・バイ・デフォルト原則に対応するため，防衛省におけるプライベートクラウドとして，令和3年度に整備された。防衛省が所管する政府情報システムを収容するため，メインセンタである第1センター及びディザスタリカバリ用の第2センターからなる。</p>
省OAシステム担当	防衛省OAシステムの運用及び保守の業務全般に関して，管理・調整・実施を行う組織をいう
省OAシステム担当者	防衛省OAシステムの運用及び保守の業務全般に関して，管理・調整・実施を行う担当者をいう
省OAシステム問合せ窓口	本契約の相手方からの問合せを受付ける防衛省OAシステムの窓口をいう。
ソフトウェアバージョンアップ・レベルアップ	オペレーティングシステム(OS)，ミドルウェア，パッケージソフトウェアの性能や機能を改良・向上させることをいう。パッチ適用やバージョンアップが含まれる。